

陸運と安全衛生

考えよう 荷役作業の危険のポイント 安全確保は危険予知

陸災防「令和4年度 安全衛生標語」荷役部門優秀作品

2022

9

No.640



縮景園（写真提供：広島県）

トピックス

- ・全国労働衛生週間を迎えるに当たって
- ・荷役作業安全対策に関する検討会報告書まとまる

 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

トピックス

- 1 全国労働衛生週間を迎えるに当たって
- 3 荷役作業安全対策に関する検討会報告書まとまる

安全

- 9 【連載】全国フォークリフト運転競技大会のあゆみ
- 15 【連載】陸運業の労働災害の特徴と問題点「交通労働災害(死亡災害)-自動車に激突した」
- 27 【災害事例とその対策】
配送先における共同の荷役作業は十分な打合せを!!
- 30 労働災害発生状況(令和4年速報)

健康

- 12 【連載】マコマコ博士のメンタルヘルス2022
コロナ対処やパワハラ防止法で、「産業医・産業保健チーム」がクローズアップ!!
精神科医 夏目 誠

陸災防情報

- 6 【支部の活動(フォークリフト運転競技大会)】
各都道府県で競技大会が開催されています(上位者のご紹介)
- 16 小企業無災害記録表彰事業場
- 17 「第13次労働災害防止計画目標達成取組強化期間」実施中です!
- 22 陸運事業者のための安全マネジメント研修のご案内
- 23 ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役災害安全講習会のご案内
- 24 3か月先の暦が分かる「卓上カレンダー」を販売します!
- 26 [会員特別価格]熱中症対策セット販売のご案内
- 30 「安全ポスター No.81」のご案内

関係行政機関・団体情報

- 2 全国労働衛生週間の実施について
- 2 「見える」安全活動コンクールを実施中です
- 14 「職場のメンタルヘルスシンポジウム」を開催します<参加無料>
- 18 トラック運転者を使用する事業場に対する令和3年の監督指導、送検の状況について
- 20 長時間労働が疑われる事業場に対する令和3年度の監督指導結果について
- 21 「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」を開設(相談無料)
- 21 「過重労働解消のためのセミナー」を開催します<参加費無料>
- 24 秋の全国交通安全運動の実施について
- 25 STOP! 熱中症クールワークキャンペーン 実施中!
- 29 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

令和4年度全国労働衛生週間を迎えるに当たって

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課長 石川 直子

労働衛生に関する意識の高揚と事業場における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、令和4年度全国労働衛生週間が、10月1日から7日までの1週間にわたって行われます。昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回を迎える全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況については、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、令和3年度には801件と、ここ数年は減少傾向がみられていません。また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えています。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和3年に19,000件以上発生しており、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめとする、職場の実態に即した感染予防対策の徹底と継続が必要です。

人生100年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、対策を推進していますが、増加傾向にある転倒・腰痛災害の予防のためには、若年期からの健康づくり等の取組を推進していくこととしています。

病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援の必要性が高まっていることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等

を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化、治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みの整備等に着実に取り組んでまいります。



化学物質対策については、令和4年2月に労働安全衛生法施行令等、令和4年5月に労働安全衛生規則等を改正したところです。改正法令の周知や関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくこととしています。

また、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれることから、建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進に取り組んでまいります。

今年度は、「あなたの健康があつてこそ笑顔があふれる健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。

各事業場におかれては、これを機に、上記の重点的に取り組むべき事項を含めて、職場の労働衛生対策についての総点検を行っていただくとともに、改めて感染拡大防止対策の徹底を図りつつ、自主的な労働衛生活動の定着のための様々な取組を進めていただくようお願いします。

【厚生労働省からのお知らせ】

全国労働衛生週間

期 間 10月1日～7日

準備期間 9月1日～30日

あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で73回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

全国労働衛生週間を活用し、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策の推進、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ職場における新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

詳しくは次のURLをご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26899.html

「見える」安全活動コンクール

応募期間 8月1日～9月30日

厚生労働省では本年8月1日から、労働災害防止に向けた事業場・企業(以下「事業場等」という。)の取組事例を募集・公開し、国民からの投票等により優良事例を選ぶ令和4年度「『見える』安全活動コンクール」を実施しております。

応募期間は、8月1日(月)から9月30日(金)までとしており、応募事例は「あんぜんプロジェクト」のホームページに掲載し、11月1日(火)～12月31日(土)の間に実施する投票の結果等に基づいて、優良事例を決定し、令和5年2月下旬に発表する予定です。また、昨年度に引き続き、優良事例に対する表彰を行う予定です。

「見える」安全活動とは、危険、有害性について、通常は視覚的に捉えられないものを可視化（見える化）すること、また、それを活用することによる効果的な取組をいいます。さらに、自社の安全活動を企業価値（安全ブランド）の向上に結びつけ、一層、労働災害防止に向けた機運を高めることも狙いとしています。

令和4年度「見える」安全活動コンクールでは、昨年度より新たな類型として加わった“ナッジを活用した「見える化」”も含め、最先端技術を用いた取組、事業場の経験や発想に基づく創意工夫をこらした取組など、「見える化」の取組事例を以下の9つの類型で募集します。

- I. 転倒災害及び腰痛を防ぐための「見える化」
- II. 高年齢労働者の特性等に配慮した労働災害防止の「見える化」
- III. ナッジを活用した「見える化」
- IV. 外国人労働者、非正規雇用労働者の労働災害を防止するための「見える化」
- V. 熱中症を予防するための「見える化」
- VI. メンタルヘルス不調を予防するための「見える化」
- VII. 化学物質による危険有害性の「見える化」
- VIII. 通勤、仕事での健康づくりや運動の「見える化」
- IX. その他の危険有害性情報の「見える化」

詳しくは次のURLをご覧ください（「あんぜんプロジェクト」ホームページ）。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/index.html>

【本部の活動】

**陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する
検討会報告書まとまる**

増加傾向が続く労働災害防止対策のあり方を検討するため、陸災防において、令和3年12月から検討が進められてきた、「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」の第10回検討会（8月26日（金）開催）において、その検討結果が取りまとめられ、苦瀬博仁座長から、当協会渡邊健二会長あてに報告書が提出されました（写真1）。渡邊会長は、9月8日（木）厚生労働省において美濃芳郎安全衛生部長に報告書を提出し、本報告書の提言を踏まえた効果的な対応をお願いしました（写真2）。引き続き美濃安全衛生部長と渡邊会長は、陸運業における労働災害の現状と課題、荷主対策の重要性等について意見交換を行い、陸運業の労働災害防止に一層連携して取り組むことを確認しました。



写真1 第10回検討会において、苦瀬座長から陸災防会長（代理：横尾専務理事）へ報告書が提出されました



写真2 渡邊会長が厚生労働省美濃安全衛生部長を訪問し、報告書を提出しました

報告書には、次の事項に関する提言が示されました。

- 1 トラックの荷台からの墜落・転落による危険防止対策
- 2 テールゲートリフター作業における安全対策
- 3 ロールボックスパレット取扱い作業における安全対策
- 4 フォークリフト作業における安全対策
- 5 荷主等庭先での荷役作業についての荷主等の役割
- 6 事業者・労働者安全意識の高揚・支援等

各提言等の概要は次のとおりです。

【陸運業における荷役作業の安全対策に関する提言等の概要】**1 トラックの荷台からの墜落・転落による危険防止対策****提言1 昇降設備設置の拡充**

最大積載量2 t以上の貨物自動車を昇降設備の設置義務対象とし、その使用を徹底させる。

提言2 保護帽着用の対象拡充

最大積載量が2 t以上の貨物自動車の荷役作業に従事する労働者に保護帽の着用を義務付け。

次のいずれかに該当する場合は、保護具着用義務の対象外とすることが望ましい。

- (1) 荷の積卸し場所に専用の作業台・プラットフォーム等が設置され、荷台に昇降する必要がない
- (2) 貨物自動車に適切な昇降設備が備えられ、かつ、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われない荷台の構造である

2 テールゲートリフター作業における安全対策

提言1 テールゲートリフターの機能、危険性、安全な作業方法に関するフォークリフト作業と同等レベルの作業教育を事業者が義務付けることが必要。

- ・一定時間の実技を含むカリキュラムが効果的
- ・一定期間ごとの再教育を行う必要

提言2 荷台の高さにある昇降板上での作業時には、保護帽の着用を義務付けることが必要。

提言3 テールゲートリフター昇降板への人の搭乗の構造要件について、「テールゲートリフター構造要件の策定に関する委員会」（労働安全衛生総合研究所）において継続して検討していただきたい。

3 ロールボックスパレット取扱い作業における安全対策

提言1 陸運業において、ロールボックスパレットの特徴、危険性、具体的な安全作業の方法等の周知徹底のための安全衛生教育の充実、義務化が必要。

- ・ロールボックスパレット(RBP)の所有者である荷主事業者等においても、RBPの管理や安全な取扱方法について正確な知識を持ち、RBPの不具合や、RBPの転倒等の原因になりうる作業環境の是正を行うことが、陸運業における労働災害に大きく寄与。

提言2 ロールボックスパレットを使用する事業者及び取扱い従事者に対して徹底する必要がある事項を以下のとおり取りまとめたので、荷役ガイドライン及びリーフレット等による周知徹底が必要。

- ・陸運業以外の業種への周知徹底には、一般社団法人日本パレット協会の協力が不可欠
- (1) 最大積載重量の表示及びその重量を遵守すること。また、偏加重が生じないように荷を積載すること。
- (2) 停止時は必ずキャストロッパーを使用すること。キャストロッパーが備わっていない場合、歯止めなど適切な逸走防止措置を講ずること。
- (3) 手のはさまれ等による労働者の危険を防止するため、持ち手の設置その他必要な措置を講ずること。
- (4) 足のつま先の巻き込まれ等による労働者の危険を防止するため、先芯付きの作業靴を着用するなどその他必要な措置を講ずること。
- (5) ロールボックスパレットの転倒を防止するため、床及び地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすること（凹凸や傾斜がある場所ではできるだけ使用しないこと。）。

- (6) 不具合があった場合は、直ちに補修その他の必要な措置を講ずること。また陸運事業者が不具合のあるロールボックスパレットを発見した際に、そのまま使用して荷役作業を行うことは危険なため、所有者又は荷主に対して当該ロールボックスパレットの不具合を直ちに報告するとともに、その後の対応を協議すること。
- (7) ロールボックスパレット所有者が点検を行うこと。
- (8) ロールボックスパレットをフォークリフトを使用して運搬する場合の危険性を周知すること。
- (9) ロールボックスパレット以外の人力運搬機（6輪台車など）の安全な使用方法等についても、関係事業者団体等と連携した適切な情報提供が必要であること。

4 フォークリフト作業における安全対策

提言1 シートベルト着用警告ないしインターロック機構のJIS規格化

提言2 フォークリフト作業に関する安全対策の充実

- ・フォークリフトのシートベルト使用の義務化
- ・フォークリフトの用途外使用の禁止
- ・フォークリフト運転業務従事者の能力向上

5 荷主等庭先での荷役作業についての荷主等の役割

提言 荷役ガイドラインに示されている荷主等が実施すべき事項が確実に実施されるよう、国は、荷主事業者（製造業、建設業、小売業などが該当する）に対して、安全衛生指導をはじめとするあらゆる指導の機会を利用して適切に指導するとともに、関係機関を活用する等により、荷役ガイドラインの一層の周知を図る。

なお、現在の荷役ガイドラインによる指導レベルでの荷主対策では不十分ではないかと思料することから、現在、検討が行われている厚生労働省の「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」において、荷の積卸し場所を管理する荷主事業者の安全衛生管理責任の明確化について検討いただきたい。

6 事業者・労働者安全意識の高揚・支援等

(1) 第14次労働災害防止計画における取組

令和5年度を初年度とする「第14次労働災害防止計画（令和5年度から令和9年度）においては、第13次労働災害防止計画(2018年度から2022年度)に引き続き、陸上貨物運送事業を重点業種の対象、検討会が取りまとめた提言及び意見を踏まえた施策が策定され、効果的に実施されることを期待。

(2) 陸災防労働災害事例生成ツールの活用

* 検討結果報告書、各回検討会資料及び議事要旨は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会ホームページに掲載。

<http://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/#kentoukai>

【支部開催のフォークリフト運転競技大会】

全国フォークリフト運転競技大会参加に向け、各都道府県で競技大会が開催されています（上位者のご紹介）

陸災防が10月1日(土)、2日(日)中部トラック総合研修センター（愛知県みよし市）にて実施します「第37回全国フォークリフト運転競技大会」への参加選手推薦のため、また、労働災害防止の推進のため、各都道府県支部で「フォークリフト運転競技大会」が開催されております。

8月1日から8月31日までに開催された各都道府県大会の上位者をご紹介します。

（敬称略）

支部名	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
北海道	岩城 優	佐賀勇人			
秋田県	佐藤圭樹	齊藤 章	佐藤正春		
石川県	高木一誓	石田孝夫	中島弘司		
福井県	大村喜男	長谷川亜希	長谷川周		
静岡県	斎藤富弥	佐々木賢介	尾崎昭也	春田正和	萱間浩太
奈良県	吉村健太郎	西 大助	岩谷悠太		
和歌山県	福本一成				
岡山県	藤原明広	田村貴弘	田中浩之	三上 崇	木村義信
大分県	竹尾快晴	柳瀬佑也	廣石侑也		
沖縄県(一般の部)	喜納雅也	仲門 伸	具志堅智矢		
沖縄県(女性の部)	比嘉真由美	川崎尚子			

北海道支部	中山元気(学科)	山田隼人(運転)	鈴木卓弥(点検)
-------	----------	----------	----------

※入賞を逸した者のうち、競技科目ごとの最高得点者



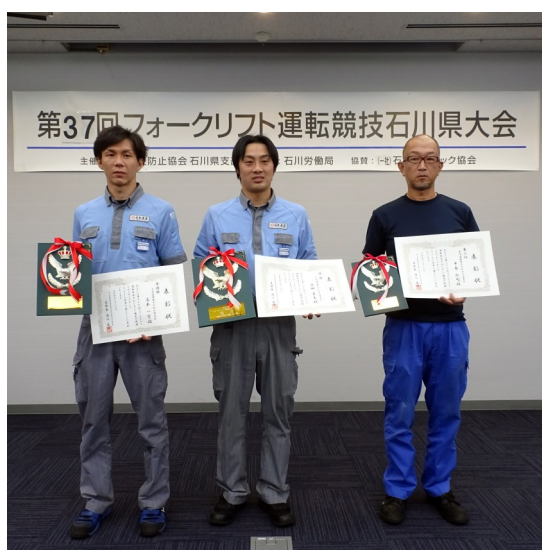
福井県大会の様子



北海道大会上位者の方々



秋田県大会上位者の方々



石川県大会上位者の方々



福井県大会上位者の方々



静岡県大会上位者の方々



奈良県大会上位者の方々



和歌山県大会優勝者



岡山県大会優勝者



大分県大会上位者の方々



沖縄県大会一般の部上位者の方々



沖縄県大会女性の部上位者の方々



全国フォークリフト運転競技大会のあゆみ

第4回 全国フォークリフト運転競技大会開催要綱の変遷について



今回からは、全国フォークリフト運転競技大会開催要綱の変遷について順に見ていくことにします。

第3 全国フォークリフト運転競技大会開催要綱の変遷

第1回全国フォークリフト運転競技大会以降の具体的な実施内容の変遷を各大会の実施要綱（第1回大会から第3回大会までは実施要領。以下「実施要綱」という。）から見ていきます。

1 目的

本大会は、厚生労働省の支援の下、フォークリフト運転競技を通じ遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識と技能の向上を図り、もって職場における安全作業の確立と労働災害防止の推進に資することとする。（第37回大会実施要綱）

目的については、第1回大会からその内容に特段の変化はありません。ただし第10回大会、第15回大会、第20回大会、第25回大会及び第30回大会では、記念大会として女性の部を実施していることから、目的に次のような文言が加えられています。

「特に、本年度開催する全国大会は、第10回の節目を迎えることから、女性フォークリフト運転者のより一層の技術の充実に努め」（第10回大会）

「第15回（第20回）大会を記念大会として実施し、……また、女性の積極的参加を促すことにより、その一層の技術の向上を図ることとする。」（第15回、第20回大会）

「また、今大会においては、特に女性の積極的参加を求める。」（第25回、第30回大会）

なお、第33回大会からは、女性の部を常設としましたが、目的の記述については特段の追加記載を行っていません。

2 後援及び協賛

第1回大会から継続して厚生労働省（労働省）から後援いただいております。第37回大会においては、本大会は国から一部補助金が支出されており、後援以上の支援を行っていること等を理由に、厚生労働省の取扱いとして後援名義の使用を控えることとされました。

また、第1回大会から継続して（公社）全日本トラック協会及び（一社）日本産業車両協会から協賛をいただいております。

3 競技部門

基本として「一般の部」のみで実施していますが、前述のように第10回大会以降5回ごとの記念大会では、「一般の部」と「女性の部」の2部門とされ、第33回大会からは「女性の部」が常設となりました。

なお、第10回大会では「男性の部」と「女性の部」とされ、第15回大会では「一般部門」と「女性部門」と呼称されています。

4 実施期日

開催期日は9月下旬から10月にかけて実施されています（表3-1）。

最も早い開催日は9月23日（第33回）で、最も遅い開催日は10月31日（第8回）です。第15回大会までは10月に開催され、その後は基本的に9月に開催されています。第34回大会までを見ますと、9月最終日曜又は10月第1日曜での開催が23回になっており、この時期での開催が定着しています（表3-2）。

第35回大会から、年々参加者が増加していることを踏まえ、円滑な運営を行うために2日間の日程で開催することとし（第35回大会は新型コロナウイルス感染症対応のため開催を中止しました。）、毎年10月第1土曜日を初日として開催することとしました。

表3-1 全国大会開催日

第1回	10月5日	第20回	10月2日
第2回	10月25日	第21回	10月1日
第3回	10月2日	第22回	9月30日
第4回	10月8日	第23回	9月28日
第5回	10月28日	第24回	9月27日
第6回	10月27日	第25回	9月26日
第7回	10月25日	第26回	10月2日
第8回	10月31日	第27回	9月30日
第9回	10月23日	第28回	9月29日
第10回	10月22日	第29回	9月28日
第11回	10月20日	第30回	9月27日
第12回	10月5日	第31回	9月25日
第13回	10月4日	第32回	9月24日
第14回	10月3日	第33回	9月23日
第15回	10月1日	第34回	9月29日
第16回	9月30日	第35回	10月3日・4日 (中止)
第17回	9月29日		
第18回	9月28日	第36回	10月2日・3日
第19回	9月26日	第37回	10月1日・2日

表3-2 全国大会開催日（開催日順）

第33回	9月23日	第4日曜	第3回	10月2日	第1日曜
第32回	9月24日	第4日曜	第20回	10月2日	第1日曜
第31回	9月25日	最終日曜	第26回	10月2日	第1日曜
第19回	9月26日	最終日曜	第36回	10月2日・3日	第1土曜・日曜
第25回	9月26日	最終日曜	第14回	10月3日	第1日曜
第24回	9月27日	最終日曜	第35回	10月3日・4日 (中止)	第1土曜・日曜
第30回	9月27日	最終日曜			
第18回	9月28日	最終日曜	第13回	10月4日	第1日曜
第23回	9月28日	最終日曜	第1回	10月5日	第1日曜
第29回	9月28日	最終日曜	第12回	10月5日	第1日曜
第17回	9月29日	最終日曜	第4回	10月8日	第2日曜
第28回	9月29日	最終日曜	第11回	10月20日	第3日曜
第34回	9月29日	最終日曜	第10回	10月22日	第4日曜
第16回	9月30日	最終日曜	第9回	10月23日	第4日曜
第22回	9月30日	最終日曜	第2回	10月25日	最終日曜
第27回	9月30日	最終日曜	第7回	10月25日	最終日曜
第15回	10月1日	第1日曜	第6回	10月27日	最終日曜
第21回	10月1日	第1日曜	第5回	10月28日	最終日曜
第37回	10月1日・2日	第1土曜・日曜	第8回	10月31日	最終日曜

5 実施場所

第1回大会は埼玉県トラック総合会館（埼玉県大宮市（現さいたま市））で、第2回大会及び第3回大会は栃日立物流松戸研修所（千葉県松戸市）で開催し、その後第4回大会から第16回大会までは、日産自動車栃本牧専用埠頭（神奈川県横浜市）で開催されました。

第17回大会からは埼玉県トラック総合研修センター（埼玉県深谷市。以下「埼玉センター」という。）に会場を移し第34回大会まで同センターで開催されました（写真1）。

なお、第33回大会は、試験的に中部トラック総合研修センター（愛知県みよし市。以下「中部センター」という。）で開催し、第35回大会からは同センターで開催されることとなりました。



写真1 埼玉センターでの大会の様子

中部センターは、平成28年11月に竣工したもので、8万3467㎡の広大な敷地に3000㎡の屋内実技練習場を有しており、同練習場ではフォークリフト運転競技大会の運転競技コースが優に3面確保できる広さがあります（写真2、3）。このため、第33回大会を同センターで試験的に開催した上で、将来の開催の適否について検討を行うこととしたものです。



写真2、3 中部センター屋内実技練習場

平成30年11月30日に開催された第1回理事会において、今後の大会の開催場所について審議を行い、第33回大会を中部センターで実施した結果、①屋内施設で実技競技が実施できることから、天候に左右されることがないこと、②最寄り駅からの交通の便が良いこと、③開催費用的にはテントを張る必要がないことから埼玉センターでの開催と大差はないことなどの検証結果が報告され、また、愛知県トラック協会からはぜひ中部センターでの開催を強く要請するとの意見が出されたことなどから、第35回大会から中部センターで開催することが了承されました。

次回は、全国フォークリフト大会の開催要綱の参加資格及び参加推薦、参加費の各項の変遷について見ていくこととします。

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士の

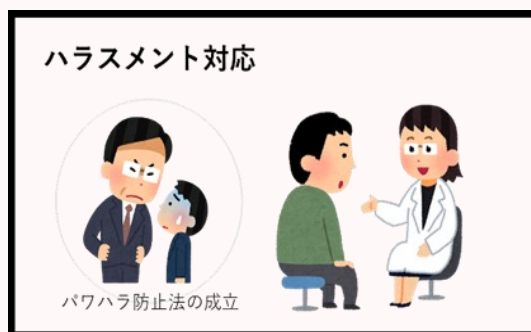
メンタルヘルス 2022 (第9回)

テーマ「コロナ対処やパワハラ防止法で、『産業医・産業保健チーム』がクローズアップ!!」

精神科医 夏目 誠

6コマ漫画を見てね!!

イラスト：いらすとや



コロナ騒動で

2年半にわたる新型コロナ禍。何回も発動された緊急事態宣言や蔓延化防止措置。出勤抑制からテレワークが普及し、飲食業の営業時間短縮も一般化しましたね。我々の生活を根底から揺り動かしたのです。

コロナ対応で、身近に産業医の活躍を見ることが増えました。社内に設置された「コロナ対策本部」の主要メンバー。37度前後の発熱ならば出勤か、自宅待機かの判断から始まった会社が多いようです。発病者が出た時、保健所と緻密な連携を取りながらの対応（医療や濃厚接触者、消毒など）。ワクチン確保は言うに及ばず、接種の実行や副作用対応。このように看護職を含めた産業保健チームはてんてこ舞いの日々でした。

パワハラ防止法施行、相談・サポート・研修など

いわゆるパワハラ防止法・労働施策総合推進法改正の法案が2年前に成立しました。事業主は職場において行われる優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者か

らの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。事業主責任が明確化されました。

誰が対応するかが課題です。人事労務部門と産業保健チームでしょう。チームはパワハラ被害者と面談し、サポートすることは当然。それに加えてパワハラ防止のための相談窓口になり、また防止のための経営者や管理者への研修に関与することも大事です。

ストレスチェックで、「産業医面談」の通知

ある新入社員はストレスチェック検査後、「高ストレス」と判定され、「“産業医面談”を受けますか」の通知がありました。そこで彼は、初めて産業医と言う名称を知ったのです。医師と言えば内科医や外科医、開業医くらいしか、思い浮かばなかったから。

そこでネットで調べたら「事業場において労働者が健康で快適な作業環境のもとで仕事が行えるよう、専門的立場から指導・助言を行う医師を云います」とありました。また「法律で規定され、50人以上の事業場では必置義務がある」と。でも彼は、ピンとこなかったのです。

せっかくの機会だから、「1回面談を受けよう。産業医の先生と顔なじみになれるし」と考え、面談を受けました。産業医から睡眠不足を指摘され、対処法をアドバイスされたようです。

最後に、主治医との違いは??

産業医ってどのような仕事をするのでしょうか？対比させると理解しやすいので、身近にいる臨床医（内科医や外科医）との違いから説明します。私の専門である精神科を例に、おおざっぱに主治医と産業医の差異を表にしました。

表 産業医と主治医の大まかな相違

分類と差異	産業医	主治医
所属と専門性	会社所属か嘱託契約 予防医学がメイン	自営か、病院職員である 患者さんの診断と治療が中心
関係性 選択は？	企業と社員の双方に対処 社員は選べない	1対1の関係で対応 患者さんには選択権がある
受診・検診は	健康診断後の対応、職場復帰検診 ワクチン接種	自発的受診が多い
業務	予防業務：職場と社員への貢献 法律に規定された「安全配慮義務」 にもとづく対応	患者さんの診断と治療 地域医療への貢献
根拠法律など	労働安全衛生法 労働契約法 雇用契約、就業規則	医師法 医療法（医療施設関連の法律）

主治医は選べますが、産業医はムリ

表のように産業医は企業メンバーであるか嘱託契約です。主治医は自営（開業医）か病院勤務が多く、訪れた患者さんの診断と治療が主たる仕事です。この場合、社員は主治医を選ぶことができます。例えば相性が合わない、信頼できないと感じれば、ほかの医師に受診できるのです。一方、産業医は会社所属ですから選ぶことはできません。

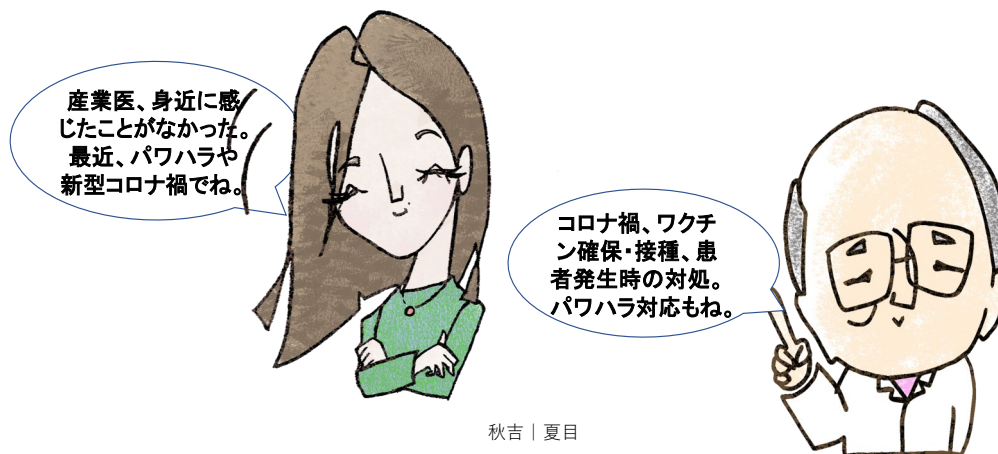
産業医は予防がメイン

産業医は企業や社員の健康管理が主たる業務です。定期健康診断で生活習慣病予防を

行い、可能性があれば保健相談などで対応します。またインフルエンザなどの予防ワクチンの接種を行う。最近ではコロナワクチン接種がありましたね。さらには職場巡視を行い、課題がある職場の問題点を改善するように助言をします。

最後に「マコトの一言」で締めさせていただきます。

マコトの一言



【厚生労働省】

管理監督者に対する支援をテーマにしたオンラインによるシンポジウム

「職場のメンタルヘルスシンポジウム」を開催します〈参加無料〉

10月4日(火) Zoom及びYouTubeによる開催

管理監督者から部下に対するメンタルヘルスケア（ラインによるケア）については多くの企業で実践が進んでいる一方で、管理監督者に対する支援はこれまであまり注目されてきませんでした。しかし、ラインによるケアが機能するためにも管理監督者への支援は欠かせません。本シンポジウムでは、基調講演と企業での取組事例を通じて、管理監督者をいたわる組織づくりについて皆様と一緒に考えていきます。

【開催日時】 2022年10月4日(火)13:30～16:30

【参加方法】

Zoom参加：9月15日(木)までに下記URLから事前に予約お申込みください。（先着450名）

YouTube参加：予約は不要です。下記URLにて事前にご確認の上、当日ご視聴ください。

URL：https://kokoro.mhlw.go.jp/mental_sympo/2022/

【参加対象】

産業保健スタッフ、人事労務担当者、事業者、労働者、管理監督者、一般の方などどなたでもご参加できます。



【連載】「陸運業の労働災害の特徴と問題点」 第2回

交通労働災害(死亡災害) – 「自動車に激突した」

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 安全管理士

前回は令和元年から令和3年までの3カ年の陸運業における死亡交通労働災害の78%が自損事故であるということを示しました。今回はその自損事故の特徴と問題点を明らかにするため、令和3年のデータを詳しく見ていきます。

図3に示すように自損事故の内「自動車に激突した」が14人で38%、「単独事故」が15人で41%となっており、合計29人(79%)でありました。今回は「自動車に激突した」を詳細に見ていきます。

「自動車に激突した」

1 「駐停車中の自動車に激突」が最多で8人(22%)

(1)信号待ちの車列に追突したものが3件

- ① 午前9時頃、国道の交差点手前にて、被災者(61歳)の運転する2 tトラックが信号待ちの車列に時速50kmで衝突した。ブレーキが踏まれた記録はなかった。(問題点：前方不注意)
- ② 午前2時半頃、2 tトラックでスーパーのルート配送中の被災者(58歳)が信号待ちをしていたトレーラーに追突した。(問題点：前方不注意、居眠り運転の可能性もあり)
- ③ 午前11時頃、片側2車線直線の国道上に赤信号で停車していた大型トラックに被災者(72歳)の運転するトラックが追突した。追突のはずみでさらに前の一般車両3台も絡む玉突き事故となった。(問題点：前方不注意)

(2)高速道路上での渋滞の車列に追突したものが3件

- ① 午前2時半頃、長距離運転中の13 tトラックの運転者(26歳)が高速道路上で停車中のトラックに追突した。先行2台を含む計3台の玉突き事故となった。(問題点：小雨で路面が濡れており、先行トラックの停車に気付くのが遅れブレーキが間に合わなかった。車間距離不足、前方不注意)
- ② 午後5時半頃、高速道路上で長距離運転中のトラック運転者(63歳)が工事渋滞のため追い越し車線で停車中のトラックに気付くのが遅れ、左(走行車線側)にハンドルを切ったが、左後部に追突し、更に前方トラックに玉突き衝突し、コントロールを失い、中央分離帯に激突大破。(問題点：相当のスピードで衝突しており、スピード超過と前方不注意が疑われる)
- ③ 午前10時頃、得意先回りの乗用車運転者(33歳)が高速道路を走行中、渋滞の列の最後方に止まっている大型トラックに追突した。(問題点：前方不注意、スピード超過)

(3)その他

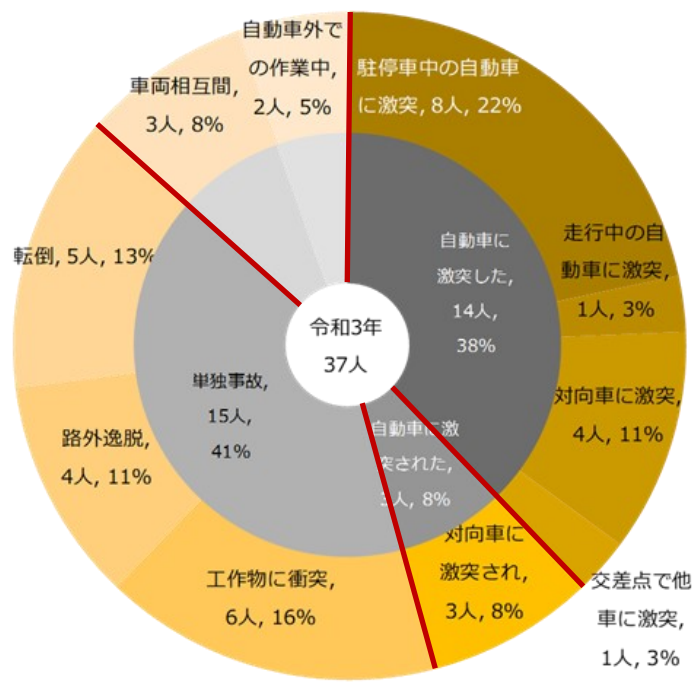
- ① 高速道路のトンネル出口から80m先に停車していた大型トレーラーに気付かず追突したものの
- ② 前方の衝突事故の車列に追突したものの
(問題点：車間距離不足、危険予知ができていない)

2 「対向車に激突(はみ出し)」が4件(11%)

原因は無理な追い越し、カーブを曲がり切れずはみ出したもの、はみ出し禁止区間ではみ出したもの、何らかの意図をもって反対車線にハンドルを切ったと思われるもの、各1件。

今回は、「単独事故」を詳しく見ていきます。

図3 交通死亡災害の種類別割合の状況(令和3年・陸運業)



(注)厚生労働省資料による。

小企業無災害記録表彰〔令和4年8月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	安立運輸株式会社福島営業所	28名	令和元年6月1日～令和4年5月31日	福島県
第1種	有限会社丸昇運輸本社営業所	11名	平成30年5月25日～令和3年5月24日	群馬県
第1種	株式会社高橋水産運輸前橋営業所	27名	令和元年5月9日～令和4年5月8日	群馬県
第1種	株式会社エス・テー・エス群馬営業所	20名	平成30年8月20日～令和3年8月19日	群馬県
第1種	株式会社フジサービス群馬営業所	22名	平成29年8月22日～令和2年8月21日	群馬県
第1種	株式会社アマカン群馬営業所	24名	令和元年5月16日～令和4年5月15日	群馬県
第1種	株式会社トーリク群馬営業所	36名	平成30年4月21日～令和3年4月20日	群馬県
第1種	涌井運輸有限会社本社営業所	8名	平成31年4月1日～令和4年3月31日	群馬県
第1種	中越テック株式会社石川営業所	32名	令和元年5月23日～令和4年5月22日	石川県
第2種	福島青果運輸倉庫株式会社	45名	平成29年7月1日～令和4年6月30日	福島県
第2種	有限会社日本軽貨物福島	6名	平成29年6月1日～令和4年5月31日	福島県
第2種	株式会社ハヤカワ福島営業所	11名	平成29年6月1日～令和4年5月31日	福島県
第2種	有限会社カワサキ	15名	平成29年7月1日～令和4年6月30日	福島県
第2種	日本図書輸送株式会社東日本事業部 福島営業所	3名	平成29年7月1日～令和4年6月30日	福島県
第2種	有限会社こだま運輸本社営業所	18名	平成29年6月3日～令和4年6月2日	群馬県
第2種	株式会社三山運輸本社営業所	43名	平成28年6月13日～令和3年6月12日	群馬県
第2種	株式会社大伸本社営業所	26名	平成27年7月31日～令和2年7月30日	群馬県
第2種	三橋運輸株式会社群馬営業所	22名	平成28年1月14日～令和3年1月13日	群馬県
第2種	株式会社東洋陸送社太田営業所	21名	平成27年10月1日～令和2年9月30日	群馬県
第2種	株式会社カンセイ本社営業所	11名	平成28年1月13日～令和3年1月12日	群馬県
第2種	結城運輸倉庫株式会社群馬営業所	12名	平成29年3月21日～令和4年3月20日	群馬県
第2種	矢内運輸株式会社本社営業所	20名	平成28年5月18日～令和3年5月17日	群馬県
第2種	有限会社阿部商事前橋営業所	21名	平成29年2月4日～令和4年2月3日	群馬県
第2種	前橋南部運送株式会社藤岡インター 営業所	10名	平成28年11月25日～令和3年11月24日	群馬県
第2種	株式会社吉原本社営業所	29名	平成27年10月7日～令和2年10月6日	群馬県
第2種	北関物流株式会社本社営業所	6名	平成28年7月10日～令和3年7月9日	群馬県

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第3種	有限会社ミナミ商事本社営業所	15名	平成26年1月28日～令和3年1月27日	群馬県
第3種	藤産業株式会社群馬営業所	7名	平成26年9月17日～令和3年9月16日	群馬県
第4種	株式会社友商本社営業所	7名	平成20年9月1日～平成30年8月31日	群馬県
第4種	中越テック株式会社茨城営業所	35名	平成24年5月15日～令和4年5月14日	茨城県
第4種	岡山生コン運送株式会社水島営業所	3名	平成24年7月2日～令和4年7月1日	岡山県
第4種	有限会社ラビット本社営業所	8名	平成21年7月4日～令和元年7月3日	群馬県
第5種	有限会社阿部商事本社営業所	19名	平成14年10月12日～平成29年10月11日	群馬県
第5種	株式会社東海車輛関東営業所	14名	平成19年6月1日～令和4年5月31日	群馬県
第5種	高橋商運有限会社本社営業所	18名	平成19年6月22日～令和4年6月21日	群馬県

陸災防では、常時50人未満の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。
この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、
第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

●申請方法

本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。
事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

「第13次労働災害防止計画目標達成取組強化期間」 実施中です！

実施期間：7月1日から12月31日

陸災防では、第13次労働災害防止計画(計画期間：2018年4月～2023年3月)の目標達成に向け、7月1日から12月31日まで「第13次労働災害防止計画目標達成取組強化期間」を実施し、災防指導員の巡回指導をはじめとして様々な取組を実施中です。

同計画期間中の陸運業の休業4日以上死傷災害は増加傾向にあり、その傾向は最終年度である本年も変わっておらず、目標の達成は大変厳しい状況にあります。

こうした状況に歯止めをかけるため、陸災防は「第13次労働災害防止計画目標達成取組強化期間」を実施しており、より一層労働災害防止対策に取り組んでまいります。

各企業・事業場におかれましては、労働安全衛生関係法令及び陸運労災防止規程を遵守することはもとより、「職場の安全衛生自主点検表」を用いて安全衛生管理体制を確認いただくとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に展開いただきますようお願いいたします。



第13次労働災害防止計画

目標達成取組強化期間

7月1日～12月31日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

取組強化期間
紙のほり

【厚生労働省】

トラック運転者を使用する事業場に対する令和3年の監督指導、送検の状況について

はじめに

厚生労働省では、全国の労働局や労働基準監督署が、令和3年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導や送検等の状況を取りまとめました。

この取りまとめの中から、トラックの自動車運転者を使用する事業場に対して行われた監督指導や送検の状況について紹介します。

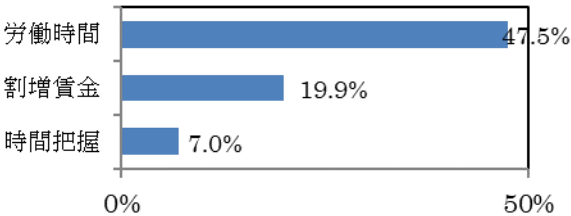
1 監督指導の状況

(1) 労働基準関係法令の主な違反内容

※表中の（）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

監督実施事業場数	3,037
労働基準関係法令違反事業場数	2,263 (81.2%)

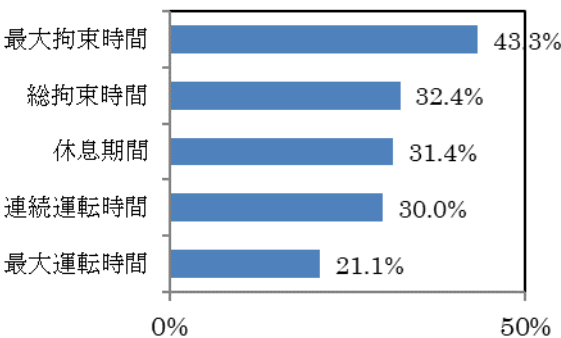
主な違反内容（労働基準法）



(2) 改善基準告示の主な違反内容

監督実施事業場数	3,037
改善基準告示違反事業場数	1,754 (57.8%)

主な違反内容（改善基準告示違反）



(3) 過去3年間の監督指導状況

	令和3年	令和2年	31年・元年
監督実施事業場数	3,037	2,780	3,222
労働基準関係法令違反事業場数	2,465	2,263	2,672
改善基準告示違反事業場数	1,754	1,563	1,940

(4) 監督指導の事例

労働時間を適正に把握していないことが疑われる運送会社に対する監督指導

【概要】

- 運転者に係る荷積時間等が把握されておらず、適正な労働時間管理が行われていなかった。また、支払われていた割増賃金は、把握されていた範囲の時間外・深夜労働時間数で計算した額に満たないものであり、割増賃金の支払いが不足していた。
- 労働時間の一部が業務委託として作業を行った時間として取り扱われており、賃金が適切に支払われていないことが認められた。

【労働基準監督署の対応】

- 労働時間の状況を客観的な方法等により把握しなければならないことについて是正勧告するとともに、実態調査する方法により労働時間を適正に把握し、未払いが認められる場合には、遡及して支払うよう併せて指導した。

【指導事項】

- ・労働安全衛生法第66条の8の3（労働時間の状況の把握）違反※1
- ・労働時間の適正な把握※2

- 賃金は労働者に、その全額を支払わなければならないことを是正勧告した。

【指導事項】

- ・労働基準法第24条第1項（賃金の支払い）違反

- 時間外労働及び深夜労働に対し2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないことを是正勧告した。

【指導事項】

- ・労働基準法第37条第1項（時間外労働に対する割増賃金）違反
- ・労働基準法第37条第4項（深夜労働に対する割増賃金）違反

【指導後の会社の取組】

- 就業規則、賃金形態、雇用契約書の見直しを行い労働条件の整備を行い、デジタルタコグラフの導入、労働時間記録の方法について社員教育を行うことで、労働時間を適正に把握することとした。
- 労働時間の実態調査を行い、未払いが認められたものについては、遡及して支払いを行うこととした。
- 労働時間の一部を業務委託として作業を行った時間として取り扱うことはやめ、実態に即して、労働時間として取り扱うこととした。

（参考）

※1 労働安全衛生法第66条の8の3について

事業者は労働者に対する面接指導等の実施のため、労働時間の状況を把握しなければならない。

※2 労働時間の適正な把握について

平成29年1月20日策定の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、使用者には労働時間を適正に把握する責務があることを示している。

2 送検状況

- (1) 平成31年・令和元年から令和3年までの3年間において重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数

令和3年	令和2年	31年・元年
32	46	38

- (2) 送検事例

＜事例1＞

追突事故を契機に、トラック運転者に違法な時間外労働を行わせていた疑いで送検

【捜査経過】

- 追突事故を契機として、トラック運転者が所属する事業場に対して捜査を行ったところ、当該トラック運転者に1か月最大

約131時間、1日最大約17時間45分の時間外労働を行わせていたほか、他の運転者に対しても1か月80時間を超える時間外労働を行わせていたことが判明した。

- また、この時間外労働は、36協定で定める延長時間を超えて行わせていたことが疑われた。

【被疑事実】

○事業場（法人）及び事業主

36協定の上限時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

【違反条文】

労働基準法第32条（労働時間）

3 国土交通省との連携

- (1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報しています。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

	令和3年	令和2年	31年・元年
労働基準監督機関から通報した件数	469	459	692
労働基準監督機関が通報を受けた件数	325	426	527

- (2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っています。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

令和3年	令和2年	31年・元年
102	82	109

4 厚生労働省の取組

厚生労働省では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努め、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

【厚生労働省】

**長時間労働が疑われる事業場に対する
令和3年度の監督指導結果について**

厚生労働省では、令和3年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった32,025事業場のうち、10,986事業場(34.3%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、4,158事業場(違法な時間外労働があったもののうち37.8%)でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【令和3年4月から令和4年3月までの監督指導結果のポイント】

- 1 監督指導の実施事業場：32,025事業場
- 2 主な違反内容〔1のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場〕
 - (1) 違法な時間外労働があったもの：10,986事業場（34.3%）
 - うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：4,158事業場（37.8%）
 - うち、月100時間を超えるもの：2,643事業場（24.1%）
 - うち、月150時間を超えるもの：562事業場（5.1%）
 - うち、月200時間を超えるもの：121事業場（1.1%）
 - (2) 賃金不払残業があったもの：2,652事業場（8.3%）
 - (3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：6,020事業場（18.8%）
- 3 主な健康障害防止に関する指導の状況〔1のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場〕
 - (1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：13,015事業場（40.6%）
 - (2) 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：5,105事業場（15.9%）

公表内容の詳細につきましては、次のURLからご覧ください（厚生労働省ホームページ）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27109.html

【厚生労働省】

「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」 を開設(相談無料) 荷主企業と運送事業者の相談に電話とオンラインで対応します

厚生労働省は、トラック運転者の長時間労働改善に向けて、労務管理の改善や、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るための相談センターを開設しました。

相談センターでは、荷主企業からの作業環境改善に関する相談や、運送事業者からの労務管理上の改善や作業環境の改善に関する相談に対応します。また、利用者の希望に応じて、オンライン相談や現地での訪問支援を無料で実施します。

厚生労働省では、今後もトラック運転者の長時間労働改善に向けた取組を行っていきます。

リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000968515.pdf>



相談センター概要 ※リーフレットもご確認ください

名称 トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

設置期間 令和4年8月1日(月)～令和5年3月31日(金)

開所日時 月～金曜日の9時～17時(祝日・年末年始、12時～13時を除く)

相談料金 無料

相談方法等

電話または下記のウェブサイトから問い合わせを受け付けます。

※対面の相談場所は設置しておりません。

電話 東日本 0120-763-420

西日本 0120-625-109

ウェブサイト トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/consultation/>

【厚生労働省】

事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方向け

「過重労働解消のためのセミナー」を開催します<参加費無料>

オンライン開催を44回、会場開催を東京・愛知・大阪にて各1回実施

長時間労働や仕事のストレスなど過重労働となる要因を取り除き、働く人の健康を確保することは、人を雇用する事業主や会社の義務です。フルタイムで働くいわゆる正規雇用の社員を中心に、長時間労働の実態もみられ、直近では、「働き方改革関連法」の施行により、新たな時間外労働の上限規制が導入されるなど、過重労働防止対策の強化が進められています。

過重労働は、社員自身の健康や生活に大きな影響を与えるばかりではなく、企業にとっても生産性や人材確保、社会的信用といった様々な面でダメージやリスクとなり得る問題です。

この問題を解決するには、個々の企業において、自社の実情に応じ、経営者と従業員双方で自主的に取り組んでいくことが何より大切です。このため、事業主、企業の人事労務担当者、管理職の方に、過重労働防止に必要な知識やノウハウを習得し、自社内での対策に取り組む際に役立てていただくことを目的として、「過重労働解消のためのセミナー」を参加費無料にてオンライン開催を44回、会場開催を東京・愛知・大阪にて各1回実施しますので、これを機会に是非ご活用ください。

詳細は次のURLからご覧ください。 <https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>



令和4年度厚生労働省補助事業

陸運事業者のための安全マネジメント研修

～ 運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインの一体化による効果的な運用 ～



参加費
無料

この研修会は、安全性優良事業所の申請対象研修となります。

運輸安全マネジメントは輸送の安全の確保を、一方、陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（RIKMS：リクムス）は労働者の安全衛生の確保をそれぞれ主眼にしています。運輸安全マネジメントは法律で義務化されているのに対し、RIKMSは努力義務にとどまっていますが、いずれも、事業者として実施していかなければなりません。



この2つのマネジメントは安全水準向上のため、一連の過程として、共にPDCAサイクルを定めています。このため、各々別のレールを敷くのではなく、同じレールの上でサイクルを回していくことが効果的です。

この研修では、両マネジメントの一体的な取組方法について説明するとともに、リスクアセスメントの手法について解説します。

陸運事業者のための安全マネジメント研修

- 内 容： (1) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の概要説明(30分)
(2) 「運輸安全マネジメント」と「RIKMS」の一体的運用方法について(60分)
(3) リスクアセスメントについて(90分)

受講証明： 本研修会を受講された方には、受講証明書を発行します。

問合せ先： 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 各都道府県支部

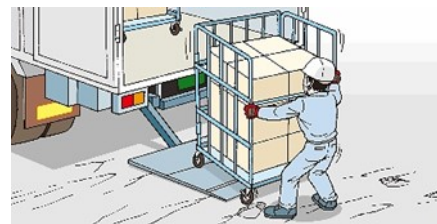
「陸運事業者のための安全マネジメント研修」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
秋田	9月26日(月)	秋田県トラック協会	兵庫	9月22日(木)	兵庫県トラック総合会館
福島	12月13日(火)	福島県トラック協会 県中研修センター	鳥取	10月17日(月)	鳥取県トラック協会
茨城	2月20日(月)	茨城県トラック総合会館	島根①	10月4日(火)	くにびきメッセ 501
栃木	10月6日(木)	栃木県トラック協会	島根②	10月18日(火)	島根県トラック協会 部研修会館
群馬	11月2日(水)	群馬県トラック総合会館	岡山	2月20日(月)	岡山県トラック総合研修会館
埼玉①	11月28日(月)	埼玉県トラック総合会館	広島①	9月27日(火)	広島県トラック総合会館 5階大会議室
埼玉②	12月2日(金)	埼玉県トラック総合会館	広島②	9月28日(水)	広島県トラック協会 東部研修センター 3階大会議室
東京	11月15日(火)	東京都トラック総合会館	山口	9月27日(火)	山口県トラック協会研修会館
神奈川	9月22日(木)	神奈川県トラック総合会館 7階大研修室	徳島	12月8日(木)	徳島県トラック会館
新潟	11月25日(金)	新潟県トラック総合会館 6階会議室	香川	1月27日(金)	香川県トラック総合会館
富山	9月29日(木)	富山県トラック会館 3階研修室	福岡	1月17日(火)	リファレンス駅東ビル
福井	11月5日(土)	福井県トラック総合研修会館	佐賀	9月16日(金)	佐賀県トラック協会研修会館
長野	10月19日(水)	長野県トラック会館	長崎	9月13日(火)	長崎県トラック協会研修会館
岐阜	10月17日(月)	不二羽島文化センター 401大会議室	熊本	9月22日(木)	熊本県トラック協会 研修センター 2階
愛知	10月4日(火)	愛知県トラック会館	宮崎	9月9日(金)	宮崎県トラック協会 総合研修会館
三重	10月24日(月)	三重県トラック協会 北部輸送サービスセンター	鹿児島①	9月27日(火)	鹿児島県トラック協会 大隅地区研修センター
京都	1月30日(月)	京都自動車会館 5階大会議室	鹿児島②	9月28日(水)	鹿児島県トラック研修センター
大阪	11月29日(火)	大阪府トラック総合会館	沖縄	10月21日(金)	九州沖縄トラック研修会館 5F研修室
右の都道府県につきましては、開催日程が決定次第ご案内いたします。			北海道、青森、岩手、宮城、千葉、石川、静岡、奈良、和歌山、愛媛		
右の県につきましては、終了しております。			山形、山梨、滋賀、高知、大分		

《厚生労働省補助事業》

ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による 荷役作業安全講習会

ロールボックスパレット：カゴ車等（以下「RBP」という。）及びテールゲートリフター（以下「TGL」という。）は、物流の効率化や作業者の負担軽減などに貢献する人力荷役機器・装置の一つで、陸上貨物運送事業においても多く利用されていますが、近年これらに起因する労働災害が多く発生しています。



この現状を受け、陸災防ではRBP・TGL作業をメインテーマとした荷役作業安全講習会を開催することとしました。当該作業に従事する方はもちろん、関係事業場の荷主様にも積極的なご参加をお待ちしています。

～講習会の主な内容～

- (1) RBP・TGLによる労働災害発生状況
- (2) RBP・TGL起因による労働災害の実態と特徴
- (3) RBP・TGLの安全作業のポイント
- (4) 荷役作業安全ガイドライン（RBP・TGL該当部分）

参加費及びテキスト代：無 料

お問合せ先：各都道府県支部



「RBP及びTGL等による荷役作業安全講習会」開催日程

都道府県	開催日	会場	都道府県	開催日	会場
北海道	2月21日（火）	北海道トラック総合研修センター	兵庫	10月13日（木）	兵庫県トラック総合会館
秋田	11月29日（火）	秋田県JAビル	鳥取	12月9日（金）	新日本海新聞社 中部ホール
福島	2月10日（金）	福島県トラック協会 県中研修センター	島根	11月22日（火）	出雲市市民会館 301会議室
山形	11月15日（火）	山形県トラック総合会館	岡山	1月26日（木）	岡山県トラック総合研修会館
栃木	11月22日（火）	とちぎ産業交流センター	広島	10月12日（水）	広島県トラック総合会館 5階 大研修室
群馬	10月7日（金）	群馬県トラック総合会館	山口	11月1日（火）	山口県トラック協会研修会館
埼玉	10月25日（火）	埼玉県トラック総合会館 6階大会議室	徳島	10月20日（木）	徳島県トラック会館
千葉①	10月25日（火）	千葉県トラック会館 3階	香川	10月14日（金）	香川県トラック総合会館
千葉②	2月2日（木）	千葉県トラック会館 3階	高知	2月10日（金）	高知県トラック会館 3階 会議室
神奈川	9月14日（水）	神奈川県トラック総合会館 7階大研修室	福岡	11月28日（月）	リファレンス駅東ビル
新潟	10月21日（金）	新潟県トラック総合会館 6階 会議室	佐賀	11月29日（火）	佐賀県トラック協会研修会館
富山	11月15日（火）	富山県トラック会館 3階 研修室	熊本	11月22日（火）	熊本県トラック協会 研修センター 2階
福井	10月7日（金）	福井県トラック総合研修会館	長崎	10月25日（火）	長崎県トラック協会研修会館
山梨	10月5日（水）	山梨県自動車総合会館 4階	大分	10月7日（金）	ホルトホール大分 3階「大会議室」
長野	12月12日（月）	長野県トラック会館	宮崎	11月25日（金）	宮崎県トラック協会総合研修会館
滋賀	9月15日（木）	滋賀県トラック総合会館	鹿児島	10月28日（金）	鹿児島県トラック研修センター
大阪	2月16日（木）	大阪府トラック総合会館	沖縄	11月18日（金）	九州沖縄トラック研修会館 5F 研修室
右の府県につきましては、開催日程が決定次第ご案内いたします。			岩手、宮城、茨城、石川、静岡、京都、奈良、和歌山、愛媛		
右の都県につきましては、終了しております。			東京、岐阜、愛知、三重		

【新商品のご案内】

3か月先の暦が分かる卓上カレンダーを販売します！

陸災防卓上カレンダー
(定価550円(税込))

陸災防では、新商品「陸災防卓上カレンダー2023年版」の販売を9月下旬から開始します（定価550円(税込)）。

この卓上カレンダーは、3か月先までのカレンダーを掲載し、表面には当協会の主要行事とともに、安全衛生行事、陸災防安全衛生標語を記載しております。裏面は日ごとにメモすることができるカレンダーとなっております。是非ご活用ください！

ご購入方法は、次のURLからご覧ください。

http://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/

陸災防安全衛生標語
を毎月掲載

陸災防主要行事・
安全衛生行事を
掲載

裏面は日ごとにメモをする
ことができます

表面・裏面と
もに3か月先
までのカレン
ダーを掲載

9 September 令和4年 2022

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	1

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

卓上カレンダー 表面

9 August 令和4年 2022

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

卓上カレンダー 裏面

(注)写真、図のカレンダーは2022年版のものです。

【陸災防協賛の安全運動】

秋の全国交通安全運動

— 令和4年9月21日～30日の10日間実施 —

令和4年9月21日(水)から30日(金)の10日間、内閣府、警察庁、厚生労働省、国土交通省、全日本トラック協会等関係団体の主催、当協会等関係154団体の協賛にて「令和4年秋の全国交通安全運動」が実施されます。

この交通安全運動では、次の3点を運動の全国重点として、様々な活動が実施されます。

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- (3) 自転車の交通ルール遵守の徹底

また、9月30日(金)には「交通事故死ゼロを目指す日」が実施されます。

運動の詳細につきましては、次のURLからご覧ください(内閣府ホームページ)。

https://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/r04_aki/youkou.html



STOP！熱中症 クールワークキャンペーン 実施中！

令和4年5月1日から9月30日まで(準備期間：4月、重点取組期間：7月)主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

暑い日が続いております！一層のお取り組みを！

1 職場における熱中症の現状

職場における熱中症による死傷災害の発生状況(速報値)によると、7月までの死傷者数(死者・休業4日以上)が、昨年と比べて162人と大幅に増え、過去5年で最多となっています。

こうした状況から、厚生労働省から当協会に対し職場における熱中症予防対策の徹底についての要請がありました(8月9日付け基安労発0809第2号)。WBGT値(暑さ指数)に応じた作業の中断等を徹底することや、異常を認めたときは、躊躇なく救急隊を要請するなど、状況に応じた熱中症予防対応の実施について、一層の取組を進めてください。

職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）

	1～5月	6月	7月	7月末までの累積数
令和4年	18(0)	118(5)	116(8)	252(13)
令和3年	9(1)	26(0)	55(2)	90(3)
令和2年	14(1)	57(0)	22(2)	93(3)
令和元年	28(0)	24(0)	20(7)	72(7)
平成30年	17(0)	40(1)	129(7)	186(8)

※都道府県労働局が把握した、休業4以上の死傷者数（カッコ内は死亡者数）

2 運送業における熱中症

運送業における令和3年の熱中症による死亡災害1人に関する事案は次のとおりです。

・選果場内で選果作業を行っていたところ、意識不明となり倒れ、呼びかけにも反応がなく、医療機関に搬送中に心肺停止状態となり、死亡した。

なお、被災者は当該作業に従事し始めて2日目であった。

(40歳代、気温31.0度)



3 職場における熱中症予防対策の取組

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に示されている事項にお取り組みください。

(キャンペーンの詳細は次のURLからご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>)

特に、次の点に留意願います。

(1)屋内作業も含め、JISに適合したWBGT値測定器を準備して、暑さ指数を測りましょう。

(2)暑い場所で重い荷物を運ぶ作業は、特に気流を感じないとき、身体に大きな負担がかかります。休憩時間の確保や、条件を考慮したWBGT基準値を用いて作業中止を含めた作業計画を作りましょう。

(3)体調不良や睡眠不足など、その日の労働者の健康状態に気をつけるとともに、熱中症の初期症状に気づくようにしましょう。

(4)体調に異変を感じたときは、躊躇せず同僚や管理者に知らせるよう、あらかじめ労働者に知らせてください。熱中症の症状は急激に悪化するので、病院への搬送や救急隊の要請を行いましょう。



令和4年 主唱：厚生労働省／労働災害防止団体等

STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン



陸災防では熱中症対策用のグッズと小冊子のセットを会員様向けに特別価格で販売いたします。

A セット 小冊子 働く人の熱中症予防 + ネッククーラー

通常価格 1,188円 ▶ 会員特別価格 **1,000円** (税込)

働く人の熱中症予防
～暑さから命を守る～
改訂 第2版 熱中症・夏場対策にはこの一冊!
中央労働災害防止協会 編 8頁/4色刷
A5判 定価 110円
熱中症の症状、水分や塩分の補給のしかた、救急処置などについてイラスト入りでわかりやすく解説。

人気商品 マジクールEX MAGiCOOL® 定価 1,078円

◆水を含ませて首に巻くだけで冷感が長時間持続するネッククーラー
◆気化熱作用で首回りを冷却
◆水だけで冷感が20時間持続
●サイズ:H55×W570mm

B セット 小冊子 リスクを知って 防ごう熱中症 + ヘルメット装着型ファン

通常価格 2,893円 ▶ 会員特別価格 **2,450円** (税込)

リスクを知って 防ごう熱中症
改訂 第2版 携帯できるポケットサイズ
堀江 正知 監修 中央労働災害防止協会 編 16頁/4色刷
A6判 定価 220円
WBGT値の確認や作業者の健康状況など、朝礼時や作業中のチェックリストに加えて、救急処置の方法についても紹介。現場の日常的な管理に最適。

ヘルメット装着型 マイファンポケット (白) MAGiCOOL® 定価 2,673円

◆送風で気化熱効果による冷却を促進!
◆USB充電式で最大8時間使用可能!
●セット内容: (本体1 + 充電用USBケーブル1 + 丸型ベルクロテープ1 + ヘルメット固定用ゴムバンド1)
※販売商品は白色のみとなります
※ヘルメット、マジクールは別売です

C セット 小冊子 働く人の熱中症予防 + マジクールEX + クイッククール

通常価格 2,156円 ▶ 会員特別価格 **1,820円** (税込)

クイッククール MAGiCOOL® 定価 968円

瞬間極涼 **5℃** ファンでミストの蒸発&吸熱を促進、肌表面の温度を急速に冷却

D セット 小冊子 リスクを知って 防ごう熱中症 + マジクールEX + マイクロミストシャワー

通常価格 1,826円 ▶ 会員特別価格 **1,550円** (税込)

マイクロミストシャワー 定価 528円

火照った体をひんやりリアルダウン!

陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策セット 申込書

お申込はFAXで 03-3453-7561

品名	No.	金額(税込)	数量	住所等
A セット 働く人の熱中症予防 + マジクールEX	45366 21548	1,000円		ご所属 ご担当者
B セット リスクを知って 防ごう熱中症 + ヘルメット装着型 マイファンポケット(白)	45371 21618	2,450円		
C セット 働く人の熱中症予防 + マジクールEX + クイッククール	45366 21548 48617	1,820円		貴社名 TEL FAX
D セット リスクを知って 防ごう熱中症 + マジクールEX + マイクロミストシャワー	45366 21618 48589	1,550円		

●掲載の用品・図書・送料は、消費税10%込みの価格となっております。●商品は中央労働災害防止協会より発送されます。請求書を別途郵送いたします。

送料 ご購入商品の合計額が11,000円未満の場合632円、11,000円以上22,000円未満の場合1,265円、22,000円以上の場合1,897円。
※ 乱丁、落丁本はお取り替えいたします。その他のお客様のご都合による返品・交換はお受けいたしかねますので、予めご了承ください。

お申込 お問い合わせ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 TEL 03-3455-3857

商品に関するお問い合わせ先：中災防 出版事業部 企画開発課 TEL 03-3452-6844



災害事例
と
その対策

配送先における共同の荷役作業は 十分な打合せを!!

配送先の構内で、トラックの荷台から荷卸し作業を行う際、配送先の関係者がフォークリフトを運転して共同で作業を行うことが多くみられます。配送先関係者のフォークリフトの運転操作の誤りや作業合図の不統一などが原因で、自社のドライバーが負傷した事例を取り上げます。

1 事業の種類：道路貨物運送事業
（従業員数50人未満）

2 発生月時：1月 午後4時頃

3 発生場所：配送先の敷地内

4 被災者：貨物自動車運転者

52歳 男性

経験年数 10年

5 傷病の程度：休業約7月

6 災害発生状況

- (1)被災者は、ウィング車を運転し荷主から指定された配送先へ到着後、配送先の関係者から指示を受けた場所に駐車した。
- (2)駐車後、荷卸し作業の準備のため、両側面のウィングを開け、パレットの積荷を固縛していたベルトラッシングなどを外し、緩衝材のウレタン板を積み荷の上部に置いて、荷台上で待機していた。
- (3)まもなく、配送先の関係者がフォークリフトを運転して、荷台の後部側からパレットにフォークを差し込んで荷卸し作業を開始した。
- (4)そして、荷台中程の積荷のパレットにフォークを差し込んでいたとき、積荷の上部に置いていたウレタン板が落下しそうであったため、当該板を押さえようと荷台上を移動したところ、身体のバランスを失って地面に転落し被災した。

7 推定される災害の原因と問題点

- (1)ウィング車からの荷卸し作業は、主に配送先の関係者だけで行われていますが、被災者は荷台上で、フォークリフトに近接した場所で、当該作業への対応等に従事していたことが推定されます。

(2)フォークリフトを用いて荷卸し作業が行われる場合は、あらかじめ作業計画を定め、それらに規定する事項により当該作業を行う必要はありますが、被災者には何ら知らされていない状況が考えられます。

(3)被災者とフォークリフトの運転士の二人による荷卸し作業と推定されますが、当該作業は短時間で終了する予定であったことから、荷卸し手順のみを確認し、作業優先の立場で進めていたものと思われる。

(4)被災者は、パレットの積荷が置かれた荷台上の移動に際して、周囲及び足元の状況を確認せずに、緩衝材のウレタン板の落下を防ぐための咄嗟の行動であったものと推測されます。

8 再発防止対策

トラックからの荷卸し作業などで、フォークリフト等を用いる場合は、短時間の作業であっても、有効な安全対策を確実に行うことが必要と考えます。特に、配送先などで、第三者との共同作業を行うときは、安全作業連絡書等の活用により意思疎通を十分に図ることが大事ではないでしょうか。

(1)フォークリフトによる荷卸し作業で、直接、当該作業に関わりを有しないものの、近接した場所で、作業の進捗状況を確認しなければならない場合は、自他社の別に関わらず、作業の手順や転落・接触の防止などについて、作業開始前に十分な打合せを行うことが重要です。

(2)荷の上部に置いたウレタン板の落下を防ぐため、フォークリフトの稼働範囲に立ち入る場合は、フォークリフトの運転の停止若しくはその場から一時後退させるなどの対応が必要です。

(3)トラックの荷台での作業は、限定されたスペースの中での行動になるので、日頃からの危険予知活動を生かした作業行動に努めることが必須と考えられます。

業種別労働災害発生状況（令和4年速報値）

令和4年8月8日現在

死亡災害								
	令和4年1～7月 [速報値]		令和3年1～7月 [速報値]		対前年比較		対平成29年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全 産 業	395	100.0	397	100.0	-2	-0.5	-52	-11.6
製 造 業	84	21.3	70	17.6	14	20.0	-7	-7.7
建 設 業	139	35.2	135	34.0	4	3.0	-11	-7.3
交通運輸事業	3	0.8	9	2.3	-6	-	-4	-57.1
陸上貨物運送事業	40	10.1	47	11.8	-7	-14.9	-14	-25.9

死傷災害								
	令和4年1～7月 [速報値]		令和3年1～7月 [速報値]		対前年比較		対平成29年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全 産 業	98,181	100.0	72,505	100.0	25,676	35.4	41,859	74.3
製 造 業	14,785	15.1	13,800	19.0	985	7.1	1,935	15.1
建 設 業	8,176	8.3	7,653	10.6	523	6.8	951	13.2
交通運輸事業	1,771	1.8	1,398	1.9	373	26.7	228	14.8
陸上貨物運送事業	8,442	8.6	8,231	11.4	211	2.6	1,331	18.7

(注) 平成29年は、第13次労働災害防止計画の基準年であるため、比較のため数値を掲載

事故の型別 死亡災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和4年8月8日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
令和4年1～7月	40	12	0	5	3	0	4	16	0	0
令和3年1～7月	47	10	0	4	2	5	3	22	0	1
対前年増減	-7	2	0	1	1	-5	1	-6	0	-1

事故の型別 死傷災害発生状況（陸上貨物運送事業 速報値）

令和4年8月8日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
令和4年1～7月	8,442	2,215	1,609	596	355	214	427	858	367	6	1,455	340
令和3年1～7月	8,231	2,324	1,518	615	333	228	385	766	406	5	1,440	211
対前年増減	211	-109	91	-19	22	-14	42	92	-39	1	15	129

(注) この表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「動作の反動・無理な動作」以外をまとめたもの

詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp/>に掲載

資料出所: 厚生労働省

[死亡災害]

死亡災害は40人となり、前年同月と比べて7人の減少となった。事故の型別で見ると、「交通事故（道路）」が16人と最も多く発生しているものの、前年同月と比べると6人の減少となっている。次いで「墜落・転落」が前年同月と比べて2人増加し12人と続いている。

[死傷災害]

死傷災害は8,442人となり、前年同月と比べて211人の増加となった。依然増加傾向は続いているものの、前年同月は令和2年同月と比較すると534人の増加であったため、本年の増加は緩やかとなっている。事故の型別の状況を前年同月の状況と比較すると、「はさまれ・巻き込まれ」(+92人)、「転倒」(+91人)が大きく増加している。一方で、「墜落・転落」(-109人)、「交通事故(道路)」(-39人)は減少している。

陸運業 死亡災害の概要(令和4年7月)

令和4年8月8日現在
陸災防調べ

災害発生 月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
4年 7月 25日	交通事 故(道 路)	トラック	女性	56	運転者	3年	車両の 運転業 務	ごみ収集車(中古車の車両輸送が目的)を運転中、中央 分離帯に接触し、横転した。
4年 7月 16日	墜落、転 落	トラック	男性	43	貨物自 動車運 転者	5ヶ 月	トラック の部分 補修	自社駐車場内において10tトラックのキャビンの屋根部分 付近(高さ2.6m)とフォークリフトのヘッドガード部分(高さ 2m)に足をかけて、トラック荷台のウイング根本付近の 部分補修を行おうとしていたところ、誤って、地面に落 下、頭部を打ち意識不明となり、通行人が倒れている被 災者を発見し119番通報した。被災者は翌日17時に死亡 が確認された。ヘルメット、安全帯は未着用だった。
4年 7月 10日	交通事 故(道 路)	トラック	男性	51	運転者	15 年	トラック の運転	高速道路(下り坂)を走行中に追い越し車線で単独事故 を起こして停車中の乗用車Aがきっかけとなり、後続の 乗用車C1台、大型トラック(B、D～G)5台が次々に衝突 した。被災者の大型トラックGは乗用車Aが大型トラックB に衝突後、更に大型トラックFに衝突したもの(車両位置 等事故状況の詳細は不明)。
4年 7月 8日	飛来、落 下	玉掛用 具	男性	25	貨物自 動車運 転者	16ヶ 月	トラック 荷台へ の鉄骨 の積込 み作業	荷主先の敷地内における橋形クレーンを用いたトラック 荷台への鉄骨の積込み作業において、荷台上に運搬し た鉄骨から玉掛用具(ハッカー)を取り外し、フックを巻き 上げたところ、鉄骨に玉掛用具が引っ掛かって鉄骨が落 下し、落下した鉄骨の下敷きとなり死亡したもの。
4年 7月 7日	交通事 故(道 路)	トラック	男性	50	貨物自 動車運 転者	20 年	トレー ラーの運 転	高速道路を走行中、トレーラーの右後輪タイヤがパンクし たため路肩に停車し、修理業者を手配中、車外へ出てい たところ後方から走行してきた大型トラックに追突され、 自車両とガードレール(または側壁)に挟まれ死亡したも の。
4年 6月 27日	交通事 故(道 路)	トラック	男性	43	運転者	4年	引越し 荷物の 運搬	国道で、信号待ちで停止していた10tトラックに、後ろから 来た4tトラック(被災者が運転していたトラック)が追突 し、4tトラックを運転していた被災者が死亡したもの(新聞 記事より)。
4年 6月 23日	墜落、転 落	フォーク リフト	男性	58	フォーク リフト運 転者	10ヶ 月	フォーク リフトの 運転	事業は物流施設の構内作業下請。被災者はリーチ フォークリフト(積載荷重1.39t、リース車)で接車前の バースにトラック積み予定の荷(パレット積みラップ包装) を荷揃え中、荷を積載して後進時に高さ1mのプラット ホームから同車ごと落ち、頭が同車ヘッドガードと床には さまれた(ヘルメットの縁の下の損壊甚大で救急搬送さ れない社会死)。

(注) 後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります

【厚生労働省からのお知らせ】

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

- 医療保険者と連携してコラボヘルスを推進してください -

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆様に変更して徹底していただくことを促すため、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています。事業者の皆様におかれましては、次のURL（リーフレット）から、自身の事業場における健康診断の実施状況等をご確認いただき、適切な実施にご協力くださいますようお願いいたします。

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です（リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000980141.pdf>

新しい安全ポスターのご案内

荷役作業の労働災害防止にご活用ください！



令和4年度安全衛生標語 荷役部門優秀作品

荷役作業
省かずに確認
作業手順を
必ず実践
安全作業

OK

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

新商品 安全ポスター No.81

令和4年度安全衛生標語荷役部門最優秀作品「荷役作業省かずに確認『作業手順』必ず実践『安全作業』」をテーマとした「安全ポスター No.81」を頒布中(価格210円(税込))です。

ポスターを荷役作業の労働災害防止にご活用ください！

品名：安全ポスター No.81

価格：210円（税込）

ご注文は次のURLからお願いいたします。

http://rikusai.or.jp/health_and_safety/how_to_buy/

編集後記

今号では「全国労働衛生週間」実施に向けた厚生労働省労働衛生課長からの寄稿を掲載しました。9月は同週間の準備期間です。過重労働による健康障害防止対策、職場におけるメンタルヘルス対策、職場の腰痛の予防対策など「労働衛生」に関する活動の総点検にお取り組みください。

また、9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。健康診断を毎年受診することで前年と結果を比較することができ、生活習慣病など病気の予防に繋がります。

職場の労働衛生活動確認、健康診断受診の実施で、健康の保持増進を図りましょう。

今月の表紙

縮景園（広島県広島市）

江戸時代(1620年)に築成された大名庭園です。広島駅から徒歩10分の位置にあり、都会の喧騒を忘れさせてくれる緑豊かな庭園は、広島県内外を問わず多くの方の憩いの場として親しまれています。

陸運と安全衛生 2022年9月号 No.640

2022年9月10日発行

毎月1回10日発行

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2
安全衛生総合会館内

電話:03-3455-3857

(印刷物による年間購読料3,600円(税込))